

置を委託したときは、これに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき二千三百五十四円とする。

第五章 補則

(補導援護及び応急の救護についての準用)

第二十条 第三条、第七条第一項、第八条、第十三条、第十四条、第十六条から前条までの規定は法第六十一条第二項の規定に基づく補導援護の委託によつて生ずる費用に、第四条から第十二条まで(第七条第一項、第八条及び第十条を除く。)の規定は法第六十二条第三項の規定に基づく応急の救護の委託によつて生ずる費用について、それぞれ準用する。

附則

(施行期日)

1 この省令は、更生保護法の施行の日(平成二十年六月一日)から施行する。

(更生保護委託費支弁基準の廃止)

2 更生保護委託費支弁基準(平成八年法務省令第三十号)は、廃止する。

(経過措置)

3 平成二十年五月三十一日以前の委託によつて生ずる費用の支弁については、なお従前の例による。

附則 (平成二〇年九月三〇日法務省令第五六号) この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則 (平成二一年四月三〇日法務省令第二六号) この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成二十一年四月一日から適用する。

附則 (平成二一年一月一日法務省令第四三三号) この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成二十一年四月一日から適用する。

附則 (平成二二年六月二五日法務省令第二五号) この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

附則 (平成二三年六月一三日法務省令第二〇号) この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成二十三年四月一日から適用する。

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成二十三年四月一日から適用する。

附則 (平成二四年五月二八日法務省令第二四号) この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

附則 (平成二五年五月二九日法務省令第一八号) この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

附則 (平成二六年五月一四日法務省令第二〇号) この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成二六年四月一日から適用する。

附則 (平成二七年一月三〇日法務省令第四号) この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成二七年四月一日から適用する。

附則 (平成二七年五月一三日法務省令第三二号) この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成二七年四月一日から適用する。

附則 (平成二八年二月二三日法務省令第五号) この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成二八年四月一日から適用する。

附則 (平成二八年五月二〇日法務省令第三五号) この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成二八年四月一日から適用する。

附則 (平成二九年三月二日法務省令第二号) この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成二九年四月一日から適用する。

附則 (平成二九年六月二九日法務省令第二七号) この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成二九年四月一日から適用する。

附則 (平成三〇年三月一九日法務省令第四号) この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成三〇年四月一日から適用する。

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成三〇年四月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、第六条の二を除き平成二十九年四月一日から適用する。

2 この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準第六条の二の規定は、平成三十年一月一日から適用する。

附則 (平成三〇年六月二六日法務省令第一八号) この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

附則 (平成三一年三月一九日法務省令第八号) この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

附則 (令和元年八月二日法務省令第二八号) この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和元年十月一日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和元年十月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

3 前項の規定を適用する場合には、この省令による改正前の更生保護委託費支弁基準の規定に基づいて支弁された費用は、新省令の規定による費用の内払とみなす。

附則 (令和二年三月二三日法務省令第七号) この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

附則 (令和二年六月二五日法務省令第四一号) この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和二年四月一日から適用する。

附則 (令和二年七月二七日法務省令第四四号) この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和二年六月十二日から適用する。

附則 (令和三年五月三一日法務省令第三一号) この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和三年四月一日から適用する。

附則 (令和三年一〇月一日法務省令第四三三号) この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和三年十月一日から適用する。

附則 (令和四年二月一七日法務省令第五号) この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和三年十二月二十日から適用する。

附則 (令和四年五月二五日法務省令第三一号) この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和四年四月一日から適用する。

附則 (令和五年四月六日法務省令第二三三号) この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和四年四月一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和四年四月一日から適用する。

2 前項の規定を適用する場合には、この省令による改正前の更生保護委託費支弁基準の規定に基づいて支弁された費用は、改正後の更生保護委託費支弁基準の規定による費用の内払とみなす。

附則 (令和五年七月二四日法務省令第三三三号) この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成二十三年四月一日から適用する。

<p>札幌市 仙台市 函館市 旭川市 釧路市 さいたま市 帯広市 青森市 盛岡市 千葉市 東京都 秋田市 山形市 福島市 の区 存する 地字 都宮市 前橋市 新潟 域 八王子市 市 富山市 金沢市 福井 町田市 国立市 市 甲府市 長野市 松本 横滨市 川崎市 岐阜市 静岡市 豊橋 市 小田原市 市 岡崎市 豊田市 津 名古屋 大津市 泉佐野市 奈良市 和 市 京都市 大歌山市 鳥取市 松江市 堺市 堺市 神下関市 山口市 徳島市</p>	<p>一級地に指定する地域 二級地に指定する地域 三級地に指定する地域</p>
---	---

<p>この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和五年四月一日から適用する。</p> <p>2 前項の規定を適用する場合においては、この省令による改正前の更生保護委託費支弁基準の規定に基づいて支弁された費用は、改正後の更生保護委託費支弁基準の規定による費用の支弁の内払とみなす。</p> <p>附則 (令和六年三月二二日法務省令第一〇号) この省令は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。</p> <p>別表(第九条関係)</p> <p>一 級地別区分表</p>	<p>1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和五年四月一日から適用する。</p> <p>2 前項の規定を適用する場合においては、この省令による改正前の更生保護委託費支弁基準の規定に基づいて支弁された費用は、改正後の更生保護委託費支弁基準の規定による費用の支弁の内払とみなす。</p> <p>附則 (令和六年二月二六日法務省令第六号) この省令は、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日(令和五年十二月一日)から施行する。</p> <p>附則 (令和六年二月二六日法務省令第六号) この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和五年四月一日から適用する。</p> <p>2 前項の規定を適用する場合においては、この省令による改正前の更生保護委託費支弁基準の規定に基づいて支弁された費用は、改正後の更生保護委託費支弁基準の規定による費用の支弁の内払とみなす。</p>	<p>一 地区別区分表</p> <table border="1"> <tr> <td>一 区に指定する地域</td> <td>二 区に指定する地域</td> <td>三 区に指定する地域</td> </tr> <tr> <td>北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 新潟県 富山県 長野県</td> <td>栃木県 群馬県 石川県 福井県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県</td> <td>東京都 大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 高松市 愛媛県 高知市 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県</td> </tr> </table>	一 区に指定する地域	二 区に指定する地域	三 区に指定する地域	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 新潟県 富山県 長野県	栃木県 群馬県 石川県 福井県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	東京都 大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 高松市 愛媛県 高知市 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県
一 区に指定する地域	二 区に指定する地域	三 区に指定する地域						
北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 新潟県 富山県 長野県	栃木県 群馬県 石川県 福井県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	東京都 大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 高松市 愛媛県 高知市 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県						